

都健子発第 146 号
令和 2 年 6 月 3 日

保護者各位

都留市長 堀内 富久
(公印省略)

小学校通常授業開始後の放課後児童クラブ（学童保育）の
利用について（お願い）

新型コロナウイルス感染症対策として続けて参りました、市内小中学校の分散登校が、令和 2 年 6 月 5 日（金）をもって終了し、6 月 8 日（月）より通常授業が再開されることとなりました。これは、市民の皆様のご協力により市内への感染の拡大が予防できたことと、大変感謝しております。

しかしながら、国内では依然として新型コロナウイルスの感染が散発的に確認されており、引き続き、感染の拡大防止を図る必要があることから、通常授業開始後の放課後児童クラブの利用については、当面の間、基本的に 3 年生までの低学年児童で近隣に祖父母等が居ない児童に限定させて頂くとともに、利用に際してはマスクの着用等、咳エチケットを徹底など感染防止に配慮した利用をお願いいたします。

子どもたちが、学校へ安心して登校できるよう感染症の拡大防止のため、是非とも本趣旨をご理解の上、利用に特段のご配慮を頂けますようお願い申し上げます。

都留市役所 福祉保健部健康子育て課 子育て支援担当
〒402-0051 山梨県都留市下谷 2516-1 いきいきプラザ都留内
電話 0554-46-5113(代) 内線 103 FAX 0554-46-5119